

# 令和5年度後期 授業料免除等申請のしおり

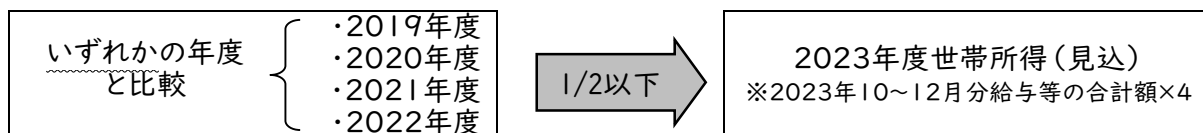
## 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生向け

### I 概要

埼玉大学では、新型コロナウイルス感染症の影響により家計状況が悪化し授業料等の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生に対して、**審査を行った上で**授業料等免除を行います。つきましては、該当する方で希望される場合は、下記の要領で手続をしてください。

#### 1. 申請資格:①・②・③・④の条件すべてを満たすこと

- ① 2023年度後期中に高等教育の修学支援新制度による授業料減免、もしくは埼玉大学の授業料免除の適用を受けていない者（両制度において不許可となった者も含む）で、以下の二つのいずれかに該当する場合
  - i. 新型コロナウイルス感染症発生以降、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施した公的支援の受給証明書を提出できる者
  - ii. 2023年度の世帯所得（見込）が新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的影響により**2019年から2022年のいずれかの年度所得と比較し、1/2以下となっていること**（2023年10月～12月の3ヵ月分の給与等を1年換算して比較する）。



- ② 最短修業年限を超えていない者。  
ただし、下記の i～iii いずれかに該当し、指導教員等の「推薦書」（様式10）がある場合は申請可能です。
  - i 学部生  
病気、留学等の特別な理由により留年又は最短修業年限を超えている者で、4年の学年別標準修得単位数を満たしている者  
ただし、最短修業年限（4年）を超えた、最初の1年間までの者
  - ii 大学院生（博士前期課程・専門職学位課程）  
ただし、最短修業年限（2年）を超えた、最初の1年間までの者
  - iii 大学院生（博士後期課程）  
ただし、最短修業年限（3年）を超えた、最初の2年間までの者
- ③ 国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・研究生・科目等履修生ではない者
- ④ 2023年度後期入学者以外については2023年度前期までの授業料を滞納していない者

#### 2. 申請対象となる授業料

令和5年度後期授業料免除等申請を受け付けます。既に前期・後期一括申請している学生は、申請時点で新型コロナウイルス感染症の影響による更なる家計急変が生じている場合を除き、改めて申請する必要はありません。

#### 3. 申請の受付期間

「授業料免除願 コロナ急変用（表面・裏面）」に必要な証明書類（「必要書類一覧 コロナ急変用」を確認のこと）を添え、以下の受付期間に学生支援課奨学支援担当係へ提出してください。

**受付期間:2024年1月22日(月)～1月26日(金)**

※郵送での提出を希望する方は、しおり末尾の提出先へレターパックライトで送付してください。郵送の提出期限は、受付期間の最終日消印有効とします。レターパックライトの品名欄には申請者の学籍番号を記入してください。また、受付後、大学から申請の受理証明を送付しますので、返信用封筒を願書に添付してください。返信用封筒（定型郵便で送付できる長3サイズ）には、返信先住所と学生氏名を記入してください。切手は貼り付け不要です。

※受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けません。必ず期間中に申請してください。

## ○令和5年度所得・課税証明書(全部事項証明)の取得について(重要)

**令和5年度所得・課税証明書(内容が2022年1月~12月分)の発行は2023年1月1日に居住していた市区町村の役所にて発行されます。**

原則、提出していただく所得・課税証明書は収入・所得金額・住民税の課税額等がすべてが記載されている**全部事項証明(「\*」などで内容が隠れていないもの)**をご提出ください。以下は個別の取り扱いです。

- 住民税の課税額のみ、もしくは非課税であることのみが記載されている課税・非課税証明書の場合、所得証明書も併せてご提出ください。
- 所得・課税証明書が発行されない、もしくは証明書に正しい収入額が記載されていない場合、市・県民税の申告が必要な可能性があります。市区町村の役所にて確認の上、申告を行い証明書の発行を受けてください。
- 所得・課税証明書等の発行方法等で不明点があれば市区町村のHPを参照するか、直接役所にお問い合わせください。

## 4. 提出期限の厳守と超過した場合の措置

期限を守り、適切に手続を行った申請者への公平性及び審査の遅延防止の観点から、不備・不足書類の提出期限を超過した場合の申請者への措置については以下のとおりとします。

- **指定された期限を過ぎて提出された書類は受理しません。**
- **指定された期限を過ぎてしまった場合でも、担当部署から連絡・督促は行いません。**
- **指定された期限までに不備・不足書類等の提出をしなかった者については、「書類不備者」として取り扱い、審査対象外とします。**

※ ただし、上記の場合でも指定された期限までに提出等できないことについて、期限前に学生支援課奨学支援担当係に相談し、本学が相当の理由があると認めた場合はこの限りではありません。

## 5. 注意事項

- ① 授業料免除関連の通知は、Web学生システムで告知します。
- ② 免除する額は、当該期分授業料の全額又は半額です。**ただし、必ずしも免除になるとは限りません。**
- ③ 免除結果の告知は、2月に行う予定です。
- ④ 免除となった場合、既に令和5年度後期分授業料、又は入学金(令和5年度後期入学者のみ)を納付済みの方へは免除結果に沿って返金をいたします。
- ⑤ **結果が半額免除又は不許可であった場合、本学が指定した期日までに納付を完了しなければ「授業料未納者」となり、次期申請資格を失います。**
- ⑥ 提出を求められた書類が提出期限までに未提出、又は申請内容に虚偽があった場合は不許可になります。
- ⑦ **申請書類が事実と異なっていたことが発覚した場合は、当該期以降1年間免除申請を受け付けません。**

★ **Web学生システムを通じて学生宛に連絡をすることがあります。常に確認をいただくか、モバイル等への転送設定をしておいてください。また、緊急の場合は電話にて連絡しますので、奨学支援担当の電話番号を登録しておくことをお勧めします(TEL:048-858-3033)。**

## II 授業料免除願の記入要領

「授業料免除願 コロナ急変用(表面・裏面)」は、審査するための算定資料になります。この記入要領に従い、実状を正確に記入してください。

### 1. 共通事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変している現状(2023/10~2023/12までの収入等を4倍した額)を記入してください。
- (2) ボールペン等を用いて(消えるペンは不可)楷書ではっきり記入してください。間違った箇所は二重線で抹消し、その上部等に正しい内容を記入願います。修正液等は使用しないでください。
- (3) ※印は該当する事項を○で囲んでください(該当がない場合は無を○で囲んでください)。
- (4) 申請事由欄は、授業料免除を必要とする理由を具体的かつ詳細に記入してください。  
[記入する理由等]  
家計支持者が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減、解雇、事業継続困難等になった時期、状況など

- (5) 記入する家族は同一生計の家計支持者(原則父母)と就学者・未就学児の兄弟です。  
 (6) 不明な点は、学生支援課奨学支援担当係に事前に確認してください。

## 2. 「就学者を除く家族」について

- (1) 職業欄は、会社員、公務員、自営業、農業、大工、無職等具体的に記入してください。  
 (2) 収入等見込み欄には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変している現状のもとに記入してください。  
 給与収入等、年金及びその他の所得欄については、**2023年10月から12月に受け取った額を4倍(1年分に換算)したうえで**下記(3)に従い、区分して合計額を記入してください。なお、**半年毎に支給される給付金等で支払いが4月や9月等、2023年10月から12月に受給していなくても、確実に受け取れる給付金等は1年換算した上で計上してください。**  
 ・ 課税収入(所得)・非課税収入(所得)の区別はありません。  
 ・ 換算例: 給与収入等1ヵ月毎に支給される性質のものは**2023年10月から12月に受け取った額を4倍**  
**半年毎に支給される給付金等は2倍**  
**その他給付金等により支給期間等に応じて適宜1年分に換算**

### (3) 区分

区分	所得の種類
給与収入等	俸給、給料、賃金、役員報酬、賞与及び専従者給与、児童扶養手当、特別児童扶養手当、傷病手当、生活保護法による扶助費、失業給付金、高年齢雇用継続給付金等
年金	老齢年金、企業年金、遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給等
その他の所得	農業、商業、工業、林業、水産業所得、開業医、弁護士、外交員、公認会計士、大工等、雑所得(利子・配当、家賃・地代、内職収入、個人年金等)

(注) 給与収入は源泉徴収票等の支払金額(千円単位)、その他の所得は確定申告書等の収入金額から必要経費を差し引いた金額(千円単位)を記入してください。

- (4) 独立生計者・私費留学生で配偶者等の同居人で収入等がある場合は同様に記入してください。

## 3. 「就学者」について

- (1) 「就学者」欄は、本人以外の同一生計の家族で、就学者を記入してください。未就学児及び自宅浪人生は「就学者を除く家族」の欄に記入してください。  
 (2) 在学学校名欄は、国・公・私立別を明記し、学校名を記入してください。  
 (3) 2022年度授業料免除状況欄は、国立大学・国立高専に在学する就学者についてのみ記入してください。

## 4. 本人の収入等

- (1) 本人の収入等のアルバイト・給与欄の収入等見込みには、**2023年10月から12月に受け取った額(既に辞めているアルバイト等も含みます)を4倍して**記入してください。なお、**本学でのTAやRA、ワークスタディ等もアルバイトに含まれます。**  
**例) 10月でアルバイトを辞め、その後は無職→10月分給与×4**  
 (2) 私費留学生・社会人学生等独立生計者の**その他の収入等欄の収入等見込みには、(年金・家族からの支援・預金の取崩・奨学金・その他の所得等の項目ごとに)2023年10月から12月に受け取った額を原則4倍した額を**記入してください。  
 (3) **コロナウイルス影響前の年欄には、収入等見込に対し影響前の比較する会計年(2019~2022年のいずれか)を**記入し、その年の収入等の実績を項目ごとに記入してください。

## 5. 特殊事情について

- (1) ひとり親世帯に該当する世帯は願書該当部分の「有」に○を付し、申立書(様式6)及び申立書に指定されている添付書類を提出してください。  
 (2) 障害者に該当する者は、次のとおりです。願書該当部分の「有」に○を付してください。  
 ア. 身体障害者福祉法第15条4項の規程により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある者と記載されている者又はこれに準じる者  
 イ. 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害による身体上に障害のある者  
 ウ. 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者  
 エ. 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者、もしくは知的障害のある者と判定される者



- オ. 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (3) 災害関係欄は、日本国内で地震・豪雨等により被災した世帯で、大学へ罹災証明書を提出できる方が該当します。
- (4) 夫婦で就学者かつ就業者等の場合は、就学者を除く家族及び就学者の欄両方に必要事項を記入し、それぞれに関して必要書類一覧に該当する書類を提出してください。
- (5) 独立世帯に該当する者は、以下の条件を満たした人です。
- ア. 父母等と別居し住民票に学生本人しか記載されていないこと
  - イ. 父母等の扶養親族ではなく、自身の被保険者としての健康保険証を有していること
  - ウ. 給与収入等が103万円以上であること(昨年勤めていた職場を退職し、本学に入学した学生は除く) ※日本学生支援機構の奨学金などは給与収入等に含まれません。
  - エ. 昨年独立生計を営んだ実績があること(日本学術振興会採用者は除く)

## 別記 授業料免除又は徴収猶予に関する学業及び経済の基準

### 1. 学業の基準 (学部)

(1) 『学年別標準修得単位数』等

学年	1年		2年		3年		4年	
免除申請学期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
単位数	16	31	47	62	78	93	109	

標準修得単位数以上を修得し、かつ、「B(良)」以上の評価(単位数)が70%以上あること。

(2) 『学年別標準修得単位数』の注意事項

- ① 前学期までの修得単位数が上記を満たしていること。
- ② 認定単位は、『B(良)」以上の評価』に含まれない。

### 2. 経済の基準(免除基準)

申請者と同一生計者の世帯収入等から総合的に判定します。所得の種類・世帯の構成員等により違いがあるため一概に言うことはできませんが、目安として[4人世帯で家族構成が、父(所得者)・母(無職)・本人(自宅通学・奨学金なし)・弟(公立高校生・自宅通学)とした場合]の例を示します。

	学部	大学院(修士・博士前期)	大学院(博士後期)
父が給与所得者	659万円以下	689万円以下	832万円以下
父が事業所得者	401万円以下	431万円以下	574万円以下

### 3. 注意事項

免除の許可は各期の申請状況と大学の予算枠により左右されます。基準を満たしていても必ずしも許可が得られるとは限りません。

#### 《問い合わせ・提出先》

埼玉大学学務部学生支援課奨学支援担当係  
 住 所: 〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255  
 電話番号: 048-858-3033  
 窓 口: 平日 8:45~12:15、13:15~16:45  
 ※冬季一斉休業期間: 12/27~1/3

## 令和5年度(2023年度)後期 コロナ急変用

## 授 業 料 免 除 願

年 月 日

埼玉大学長殿

※学 部  
※研究科学 科  
課 程

学籍番号

出願者氏名

電

話

〔自宅電話〕

( )

〔携帯電話〕

( )

〒

出願者住所

書類提出にあたり、大学が定めた期限を超過した場合や申請内容に虚偽が発覚した場合、審査対象から除外されても異存ありません。

**【申請条件の確認(申請するにあたりどの条件にあたるかチェックをしてください)】**

- 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書を提出できる
- 新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的影響により、2023年度世帯所得(見込)が、2019~2022各年のいずれかの年度所得と比較し1/2以下となっている

記

申請事由

出願時記入不要 No need to fill in

 令和5(2023)年度後期の申請を辞退します。 辞退日付( 月 日) 署名( )

# 家計調書 [コロナ急変用]

2023年度後期分授業料免除を申請します。

注意：記入要領に従い、正確に記入してください。※印はいずれかを○で囲んでください。

本人	所属 ※ 学部 専門職学位 博士前期 博士後期	学籍番号	フリガナ 氏 名		入学年度 年度 (※4月・10月入学)	学年 年次		
	通学別 ※ 自宅 自宅外	(私費留学生)日本への入国日 年 月						
就学者を除く(留学生は日本に居る)家族	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職年数 年 月	収入見込(2023年10~12月までの収入を4倍した額) 給与収入等 千円	年 金 (障害・遺族含む) 千円	その他の所得 千円
	父		歳		年 月	千円	千円	千円
	母		歳		年 月	千円	千円	千円
			歳		年 月	千円	千円	千円
			歳		年 月	千円	千円	千円
就学者(留学生は日本に居る)家族	続柄	氏 名	年齢	在学学校名	学年	通学区分	2022年度授業料免除状況	
			歳	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
			歳	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
			歳	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
			歳	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
(本人を含む)世帯人数： 人			(申請者本人が実家を離れ一人暮らしをしている場合も、同一生計の家族の人数を記入。留学生は日本に居る家族のみ)					

本人の収入	収入見込(コロナウイルスの影響を受けている申請日時点) 2023年10月~12月の実績を4倍した額を記入	コロナウイルス影響前の年(2019~2022のいずれか)と、その1年間の収入の実績を記入	年
全員記入	アルバイト・給与	円	円
私費留学生・ 社会人学生等独立 生計者のその他の 収入	年金(障害・遺族含む)	円	円
	家族からの支援・預金の切崩し	円	円
	奨学金・その他の収入	円	円

ひとり親世帯	有・無 ※	日本に居る父・母が該当する場合、ひとり親世帯申立書(様式6)と証明書類を添付してください。
障 害 者	有・無 ※	日本に居る家族の中に対象者がいる場合は、証明書類を添付してください。
災 害 関 係	有・無 ※	日本で罹災している場合、罹災証明書を添付してください。

※有無が問われている項目について、該当がない場合は必ず無に○をするようお願いします。

## 必要書類一覧 兼チェック用紙 コロナ急変

以下に指定する書類を提出してください。このリストは提出書類のチェックリストとしてもご使用ください。  
 なお、**マイナンバーは不要**ですので、各種書類はマイナンバーが記載されていないものを提出してください。  
 この他にも、**特別な事情により別途追加で提出いただく書類が発生する場合がありますが**、あらかじめご了承ください。

### 必ず提出する書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者のみ	<input type="checkbox"/>	「授業料免除願・家計調書」 ※授業料免除願(表面)・家計調書(裏面)を両面印刷(長辺と同じ)、又は表面・裏面を糊付けしたもの。	奨学支援HP
申請者本人、及び家計支持者(原則父母)の全員分  独立生計者(日本人)・私費留学生の申請者は原則本人のみ。配偶者等がいる場合は必要。	<input type="checkbox"/>	「令和5年度所得・課税証明書」(収入の内容は2022年分のもの) ※所得・課税証明書は全部事項証明(「*」などで内容が隠れていないもの)もしくは <b>収入・所得・課税額</b> が記載されているもの。万が一、課税額しか証明されない場合は、「令和5年度所得証明書」(収入の内容は2022年分のもの)と併せてご提出ください。	市区町村役場
	<input type="checkbox"/>	海外勤務で住民票がなく、上記所得課税証明書の取得ができない場合、所属の会社に1年間(内容が2022年分のもの)の収入の証明を円表記で作成してもらいご提出ください。	勤め先
郵送による提出者のみ	<input type="checkbox"/>	宛先(申請者住所・氏名)を記載した返信用封筒(長3形等、定型郵便物サイズ)。切手の貼付は不要。	

### 申請条件の証明書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者本人、及び家計支持者(原則父母)の全員分  新型コロナウイルスの影響で2020年又は2021年から申請時点まで継続して収入が下がった状態が続いている世帯で、 <b>2023年度世帯所得(見込)が2019年から2021年のいずれかと比較し1/2以下となっている場合。</b>	<input type="checkbox"/>	<b>令和2・3・4年度のいずれかの所得・課税証明書(収入の内容は前年分のもの)を、令和5年度所得・課税証明書と併せて提出してください。</b> ※新型コロナウイルス感染症の影響による公的支援の受給を受け、証明書類を提出できる場合は不要。 <input type="checkbox"/> 2019年と比較して 1/2 以下…令和2年度所得・課税証明書(収入の内容は2019年) <input type="checkbox"/> 2020年と比較して 1/2 以下…令和3年度所得・課税証明書(収入の内容は2020年) <input type="checkbox"/> 2021年と比較して 1/2 以下…令和4年度所得・課税証明書(収入の内容は2021年)	市区町村役場
新型コロナウイルスの影響で2020年又は2021年から申請時点まで継続して収入が下がった状態が続いている世帯で、 <b>2022年度と比較し1/2以下になっている場合</b>		不要	
申請者本人、又は家計支持者(原則父母)  新型コロナウイルス感染症の影響による公的支援の受給を受けていた場合	<input type="checkbox"/>	国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する <b>公的支援の受給証明書(写)*1</b> 。以下は公的支援の例 ○新型コロナウイルス感染症特別貸付 ○小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資) ○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ○生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) ○新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付 ○国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	支援を行っている機関

※1 以下の場合は今回の申請における公的支援には該当しません

- ①新型コロナウイルス感染症の影響が理由でないもの
- ②審査を行っていない公的支援(特別定額給付金・NHKの受信料の猶予、児童扶養手当の上乗せなど)
- ③民間の機関が実施している支援(銀行等の借入金返済の猶予、光熱費の猶予など)

## 収入見込みの証明書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
<b>申請者本人、及び家計支持者(原則父母)</b> 2023年10月～12月の期間、給与収入・雇用保険等が発生していた場合 独立生計者(日本人)・私費留学生の申請者は原則本人のみ。配偶者等で収入がある場合は必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 被雇用者:2023年10～12月の給与明細やそれに準ずる書類 <input type="checkbox"/> 自営業主:2023年10～12月の売上帳簿など(売上額のみではなく、経費等を除き該当者の所得額が分かるもの) <input type="checkbox"/> 雇用保険(失業手当金)受給者:受給総額のわかる「雇用保険受給資格者証の両面(写)」	書類により異なる
<b>申請者本人、及び家計支持者(原則父母)</b> 2023年10月～12月の期間に給与収入・雇用保険等が発生していない場合、又は期間中に解雇・事業停止等が発生し無職になった場合	<input type="checkbox"/>	無職・無収入申立書(様式30)	奨学支援HP

## 本人にかかる書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
独立生計者(日本人)	<input type="checkbox"/>	「健康保険被保険者証本人(被保険者(写))」	
最短修業年限を超えている者	<input type="checkbox"/>	「推薦書(様式10)」 左記の者が申請する場合は一定の条件を満たすこと及び指導教員による推薦書(様式10)の提出が必要です。詳細はしおりの「1.申請資格」をご覧ください。	奨学支援HP

## その他の書類(該当する場合)

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
ひとり親世帯の場合 (家族で日本に暮らしている場合のみ)	<input type="checkbox"/>	「ひとり親世帯申立書(様式6)」	奨学支援HP
	<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯であることを確認できる書類	書類により異なる
障害者がいる場合 (家族で日本に暮らしている場合のみ)	<input type="checkbox"/>	都道府県等が発行した「障害者手帳(写)」もしくは「療育手帳(写)」、及び最新の「障害年金支払通知書(写)」もしくは「特別児童扶養手当証書(写)」 ※障害年金を受給していない場合は、未受給の申立書(任意様式)を添付してください。	該当者保有 市区町村役場
被災者の場合	<input type="checkbox"/>	「罹災証明書」等 申請時にご相談ください。	市区町村役場

## 《提出書類にかかる諸注意》

- 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 証明書類で写とあるもの以外は原本を提出してください。
- 証明書類は、最新のものをご提出してください。
- **令和5年度所得・課税証明書(全部事項証明)の取得について(重要)**  
 令和5年度所得・課税証明書(内容が2022年分のもの)の発行は原則2023年1月1日に居住していた市区町村の役所にて発行されます。発行方法等で不明点があれば市区町村のホームページを参照するか、直接役所にお問い合わせください。また、所得・課税証明書は収入・所得金額、住民税の課税額等すべてが記載されている全部事項証明(「\*」などで内容が隠れていないもの)をご提出ください。



## 無職・無収入申立書

このたびの授業料免除申請をする

(申請者)  
(学籍番号： \_\_\_\_\_ ) 氏名 \_\_\_\_\_ の

(申立者)  
(続柄： \_\_\_\_\_ ) 氏名 \_\_\_\_\_ は、

申請時点において給与収入・雇用保険等の一切収入がないことを申し立てます。

(該当する状況いずれかにチェック)

新型コロナウイルス感染症の影響により、

前勤務先 (アルバイトも含む) \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月退職・事業停止等

事業所名 (自営業主等) \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月廃業・事業停止等

または、

以前から無職

なお、上記内容に虚偽があった場合、免除の不許可もしくは取消となっても異存ありません。

申請者氏名 (自署) \_\_\_\_\_

申立者氏名 (自署) \_\_\_\_\_

申立者記入日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日